

市町村職員中央研修所等の研修受講経費助成要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人全国市町村研修財団が運営する市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所並びに一般財団法人全国建設研修センター、公益財団法人とちぎ建設技術センター及び地方共同法人日本下水道事業団（以下「研修所」と総称する。）の積極的利用を推進し、県下市町村職員の専門的、実務的資質の向上と国際化対応能力の育成を図るため、研修所の研修受講経費について、助成することを目的とする。

(助成金の額)

第2条 助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に掲げる研修所の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる研修受講経費の全額とする。ただし、研修受講経費のうち、海外研修費は除くものとする。

- (1) 市町村職員中央研修所 研修環境費、食費、研修生活動費及び教材用図書費
- (2) 全国市町村国際文化研修所 研修環境費、食費、研修生活動費及び教材用図書費
- (3) 一般財団法人全国建設研修センター 研修会費
- (4) 公益財団法人とちぎ建設技術センター 受講料
- (5) 地方共同法人日本下水道事業団 受講料

(助成金の申請)

第3条 市町村の長は、前条第1号、第2号及び第5号に掲げる研修所に係る助成金の申請をしようとするときは、当該研修所の受講決定後速やかに研修受講経費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に当該研修所の受講決定通知書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

2 市町村の長は、前条第3号及び第4号に掲げる研修所に係る助成金の申請をしようとするときは、当該研修所の受講終了後速やかに、受講月ごとにまとめた申請書に当該研修所の修了証書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。

3 市町村の長は、研修受講の取り消し、又は受講者の変更等が生じたときは、直ちに協会に連絡し対応を協議しなければならない。

(助成金の決定等)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理したときは速やかにこれを審査し、申請内容が適当と認めるときは、研修受講経費助成決定通知書（様式第2号）を市町村の長に送付するとともに助成金を研修所に払込むものとする。

(実績報告)

第5条 市町村の長は、研修所（第2条第1号、第2号及び第5号に掲げる研修所に限る。）の研修が終了したときは、当該研修所の修了証書の写しを、研修終了後20日以内に理事長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ理事長が定める。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。